

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

規 則

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

告 示

（循環型社会推進課）

○生活保護法による医療機関の指定（三件）

（社会福祉課）

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（二件）

（同）

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

（同）

○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退

（同）

○生活保護法による指定介護機関の指定（二件）

（同）

○生活保護法による施術者の指定（三件）

（同）

○肥料の登録

（みやぎ米推進課）

○肥料の登録有効期間の更新

（同）

○普通肥料の検査結果の公表

（同）

○特殊肥料の検査結果の公表

（同）

○県営土地改良事業の換地処分（三件）

（農村整備課）

○道路の区域変更

（道路課）

○道路の供用開始

（同）

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

（防災砂防課）

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除

（同）

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

（同）

○土砂災害警戒区域の指定

（同）

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

（都市計画課）

ページ

公 告

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）

（同）

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（四件）

（特別支援教育課）

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

一一二

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

一一二

規 則

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号の次に一号を加える改正規定中「浄化槽管理士」を「浄化槽管理士（申請の日において前号の免状の交付を受けた日から起算して三年を経過していないものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションリズム白石蔵王	白石市鷹巣東三丁目八―一	令和四年十月一日
しらゆりクリニック	石巻市蛇田字新立野三三〇―二	令和四年十月一日
古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一―三―五	令和四年九月一日
えんめい薬局	白石市延命寺北一〇―一〇	令和四年十月一日
北町薬局	角田市角田字牛館六四	令和四年十月一日
コスモ薬局	角田市角田字町二四六	令和四年十月一日
まリモ調剤薬局	塩竈市玉川一丁目八―五九	令和四年十月一日
しんりふ調剤薬局	宮城県利府町利府字新屋田前二二一イオンモール新利府北館二階	令和四年十月一日
まほろばレディースクリニック	黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目二―九	令和四年十月一日
わたり調剤薬局	巨理郡巨理町字新町五三―四	令和四年十月一日
町南診療所	柴田郡村田町大字村田字町南三三―一	令和四年十月一日
アイン薬局名取美田園店	名取市美田園七丁目一八―二	令和四年十月一日
アイン薬局本船追店	柴田郡柴田町大字本船追字上町二六―三	令和四年八月一日
ゆうやけ調剤薬局	多賀城市高崎三丁目二七―二六	令和四年八月一日
アイン薬局利府店	宮城県利府町沢乙東二―六	令和四年八月一日
わくや調剤薬局	遠田郡涌谷町田町裏一三八―四	令和四年九月一日
ファーマライズ薬局石巻店	石巻市わかば二―一―一三	令和三年六月一日

○宮城県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

調剤薬局ツルハドラッグ名取手倉田店	名取市手倉田諏訪五六八	令和四年十月一日
調剤薬局エーゲ海	巨理郡山元町山寺字石田二〇―一	令和四年十月一日
高城歯科医院	石巻市恵み野六丁目五―一四	令和四年九月一日
とよま薬局	登米市登米町日野渡内（目三三九番の二）	令和四年十月一日
アイセイ薬局多賀城山王店	多賀城市山王字中山一三―一	令和四年十月一日
アイセイ薬局明石台店	富谷市明石台六丁目一―二〇	令和四年十月一日
めでしまの郷オレンジ薬局	名取市愛鳥郷一―一六―二五	令和四年十月一日
だるま歯科	石巻市広瀨字馬場屋敷四―二	令和四年十月一日
気仙沼三日町薬局	気仙沼市三日町二丁目二番一―号	令和四年十月一日
高城利江整形外科	遠田郡美里町牛飼字牛飼一三九―一	令和四年十月一日
中央薬局	名取市増田一丁目一三番二―号	令和四年十月一日
薬局アリエス三本木店	大崎市三本木字しらとり一七―二	令和四年十月一日
ウジエ調剤薬局登米店	登米市登米町寺池前船橋四番地四	令和四年七月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウイズ薬局	黒川郡大和町吉岡字上道下四〇―一	令和四年十一月一日

ウエルシア薬局名取増田店	名取市増田字柳田五番地の一	令和四年十一月一日
すず薬局名取店	名取市大手町六丁目一三番地七 ガリシアビル一階一〇一号室	令和四年十一月一日
医療法人菅野愛生会 ヶ丘病院	塩釜市西玉川町一―一六	令和四年十一月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 名取増田店	名取市増田字北谷二六四―一	令和四年十一月一日

○宮城県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
巨理歯科医院	白石市字巨理町三五―一	令和四年十一月一日
医療法人菅野愛生会 こころのクリニックみどりの風	多賀城市中央三丁目一〇―五 O g g e 三F	令和三年十月一日
たかぎ薬局清水店	石巻市清水町一丁目七―二三	令和四年十月二十九日
たかぎ薬局鹿妻店	石巻市鹿妻南二丁目九―一	令和四年十一月二十四日
仙塩診療所	多賀城市伝上山一―五―五	令和四年十月二十八日
カワチ薬局大河原店	柴田郡大河原町字広表三九―一八	令和四年十二月一日
サンクリニックス	登米市南方町鴻ノ木一五二―一	令和五年一月一日
こばやし整形外科クリニック	名取市田高字原五九七 名取メデイカルモール一〇二	令和五年一月一日
こがね医院	塩竈市旭町五番一〇号	令和五年一月一日

小野医院	気仙沼市唐桑町宿浦四〇五番地八	令和四年一月一日
スマイル結城クリニック	岩沼市中央三丁目四―一六 二F	令和五年一月十八日
医療法人さわおとクリニック	宮城郡利府町沢乙東一番地一二	令和五年一月一日
医療法人社団杉山内科	塩竈市北浜一―一六―九	令和五年一月一日
ほそごえ整形外科	黒川郡大和町吉岡まほろば一―七―九	令和五年一月一日
橋高第二歯科	黒川郡大和町吉岡字加美町八九	令和四年六月一日
利府整形外科クリニック	宮城郡利府町中央二丁目七番地七	令和五年一月一日

○宮城県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
さくら町歯科	石巻市さくら町五丁目七―一	令和四年八月三十一日
高城歯科医院	石巻市恵み野六丁目五―一四	令和四年八月三十一日
有限会社十日町調剤薬局	大崎市古川十日町四番一八号	令和四年八月三十一日
わたり調剤薬局	巨理郡巨理町字新町四〇	令和四年九月二十七日

○宮城県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴木歯科医院	名取市増田三丁目一〇の二三	令和四年十月三十一日
亘理歯科医院	白石市字亘理町四五	令和四年十月三十一日
青葉の杜薬局志和姫店	栗原市志和姫新原一四二	令和四年十一月一日
小松歯科医院	気仙沼市東八幡前一二二一	令和四年十一月十七日
仙塩診療所	多賀城市伝上山一五五	令和四年十月二十七日
石川泌尿器科クリニック	大崎市古川駅南三丁目三三二二	令和四年十一月三十日
遠藤歯科医院	岩沼市二木一四二二	令和四年十一月三十日
有限会社ひまわり薬局北町店	大崎市三本木字しらとり一七二二	令和四年九月三十日
利府整形外科クリニック	宮城県利府町中央二丁目七番地七	令和四年十二月三十一日
こばやし整形外科クリニック	名取市田高字原五九七 名取メディカルモール一〇二	令和四年十二月三十一日
齋藤歯科医院	名取市美田園五丁目一七五	令和四年十二月三十一日
金医院	塩竈市旭町五番一〇号	令和四年十二月三十一日
ほそこえ整形外科	黒川郡大和町吉岡まほろば一七一九	令和四年十二月三十一日

○宮城県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	変更後	所在地	変更年月日
フレンド薬局白石		(開設者住所) 仙台市泉区南光台南三丁目四一	令和四年十一月一日
セントケア訪問看護ステーション岩出山	セントケア訪問看護ステーション大崎	(開設者住所) 仙台市太白区柳生一丁目九番地の七	令和四年十一月一日
医療法人育志会平田 外科医院		大崎市古川清水字成田宮田五八番地四	令和四年十二月一日
医療法人育志会平田 外科医院		大崎市古川大宮二丁目一番二三号	令和四年十二月一日
医療法人育志会平田 外科医院		亘理郡山元町山寺字石田二番地の三	令和四年九月一日

○宮城県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
アイン薬局栗駒店	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町九〇一	令和四年十二月三十一日

○宮城県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	介護サービス名	指定年月日
七ヶ宿町地域包括支援センター	刈田郡七ヶ宿町字関九十四	七ヶ宿町長	刈田郡七ヶ宿町字関九十四	介護予防支援	令和四年六月一日
七ヶ宿町居宅介護支援センター	刈田郡七ヶ宿町字関九十四	七ヶ宿町長	刈田郡七ヶ宿町字関九十四	居宅介護支援	令和四年六月一日
あんデイ・ファイン	登米市迫町佐沼字中江五丁目十一 一十七	有限会社ネオビジョン 代表取締役	神奈川県相模原市中央区名田塩 田三丁目二番四十七号	訪問介護 介護予防訪問介護	令和四年七月一日
医療法人本多友愛会 仙南病院	角田市角田字牛館十六番地	医療法人本多友愛会 仙南病 院 理事長	角田市角田字牛館十六番地	介護予防居宅療養管理指導	令和四年九月一日
銀座薬局	柴田郡柴田町船岡中央二丁目十 二一二十二	株式会社銀座薬局 代表取締役	柴田郡柴田町船岡中央二丁目十 二一二十二	介護予防居宅療養管理指導	令和四年九月一日

○宮城県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	介護サービス名	指定年月日
デイサービスプラスワ中田	登米市中田町上沼字西桜場三三 番地一	アイディアリズム株式会社	登米市迫町字佐沼光ヶ丘一六六	通所介護 介護予防通所介護	令和四年十月二十四日
デイサービスわつく	遠田郡涌谷町柳町一七一	合同会社ノア	栗原市築館字照越神田一六一三 六	通所介護 介護予防通所介護	令和四年十月二十八日
小規模多機能型居宅介護癒志の里	多賀城市八幡二丁目二四一十	株式会社ルピナス	多賀城市八幡二丁目二四一十	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型通所介護	令和四年十二月一日

○宮城県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	相澤 楓	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	フレアス在宅マッサージ 塩釜施術所	塩竈市東玉川町四一三 O m r e s i d e n c e 塩釜駅前二〇	令和四年七月一日
	小松 正徳	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	フレアス在宅マッサージ 泉区施術所	仙台市泉区八乙女中央五丁目一七番五 二号	令和四年六月三十日
	曾我 清一	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	らくらく治療院	伊具郡丸森町字町西一五	令和四年九月一日
	大槻 澄香	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	フレアス在宅マッサージ 泉区施術所	仙台市八乙女中央五一七一五二	令和四年九月二十一日
	阿部 征敏	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	ハート整骨院	多賀城市下馬三一二一三	令和四年九月十五日
	佐藤 太紀	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	中新田ふじ整骨院／整体 院	加美郡加美町字町裏一一一〇	令和四年十月五日
	嶋津 香菜	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	KEIROW青葉中央ス テーション	仙台市青葉区小田原四丁目二二八 小田原コーポ四〇五	令和四年八月三十日
	阿部 真也	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	かづま接骨院	石巻市流留字浜田中樋四一	令和三年八月十八日

○宮城県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	中澤 芳文	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	陽だま里整骨院	名取市美田園五一四一〇 Y & M グランプリエー〇一〇一 号室	令和四年十月十五日
	多田 稔英	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	中屋敷接骨院	大崎市古川栄町五一三八	令和四年十一月十日
	村木 智哉	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	レイス治療院	仙台市泉区南光台四丁目四一八	令和四年十一月二十一日

○宮城県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	嶋津 定典	住所又は施術所の所在地	指定年月日
	杜の都治療院	仙台市太白区郡山六一一六二〇二	令和五年二月二十四日

○宮城県告示第百四十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年十二月二十日	第六一八号	菌体肥料	中華高橋水産1号	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 株式会社日高見牧場	生産業者の住所 宮城県登米市登米町寺池 銀山一〇八番一	令和七年十二月十九日
登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)							有効期限

○宮城県告示第百四十二号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年十二月二十一日	第六〇〇号	副産石灰肥料	東北かきから副産石灰	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 吉澤石灰工業株式会社	生産業者の住所 栃木県佐野市宮下町七番 十号	令和十一年一月十日
更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)							有効期限

○宮城県告示第百四十三号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年十二月〜令和五年一月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考
			分析検査	指摘事項	保証票の検査	
副産石灰肥料	吉澤石灰工業株式会社	東北かきから副産石灰	主成分―アルカリ分		その他の検査	立入年月日 令和四年十二月十二日
副産動植物質肥料	ねぎびとカンパニー株式会社	寅ちゃんの極液肥01	主成分―窒素			立入年月日 令和四年十二月十九日
副産石灰肥料	株式会社遠藤組	45・0かき副産石灰南三陸1号	主成分―アルカリ分			立入年月日 令和五年一月三十日

副産石灰肥料	グリーンプラン株式会社	カキ殻石灰	主成分ーアルカリ分	主成分ーアルカリ分	ム、ニッケル、クロム、チタン	ム、ニッケル、クロム、チタン	立入年月日 令和五年 一月三十日
副産石灰肥料	東方工業株式会社	かきがら副産石灰	主成分ーアルカリ分				立入年月日 令和四年 十一月十六日

(注) 一 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値と比較した結果である。

○宮城県告示第百四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、

特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年八月〜十二月分

堆肥	の特殊指定肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出(及び商品名)	検査の結果										備考
				窒素全量(%)	りん酸全量(%)	加里全量(%)	銅全量(mg/kg)	亜鉛全量(mg/kg)	石灰全量(%)	炭素窒素比	水分含有量(%)	その他検査		
堆肥	いしのみまき農業協同組合	CE堆肥	〇・三一	〇・〇六	〇・一五				六二・四	四六・一		立入年月日 令和四年 八月九日		
堆肥	生田幸絵	たい肥	一・〇二	一・〇九	一・〇七				一四・一	五四・三		立入年月日 令和四年 十月六日		
堆肥	藤の花有機センター大里	牛ふん堆肥	〇・九〇	〇・八七	一・八八				一〇・九	六三・三		立入年月日 令和四年 十一月四日		
堆肥	藤の花有機センター富	堆肥	一・一一	一・四六	一・七七				一一・四	五一・一		立入年月日 令和四年 十一月四日		
堆肥	株式会社かどさファーム	たい肥	一・三三	四・一七	三・一一	九三	三三二		一五・二	三〇・三		立入年月日 令和四年 十一月十五日		
堆肥	株式会社TMR	アグリキトP	〇・〇九	〇・〇三	〇・四二				五三・八			立入年月日 令和四年 十一月十五日		
堆肥	泉宗時	牛堆肥	〇・五三	〇・六七	〇・二六				一八・一	六八・七		立入年月日 令和四年 十一月十六日		

堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥
根白石有機肥料生産組合	柴田市郎	新国善彦	荒井牧場	荒井牧場	株式会社イーグル	株式会社バンブーファクトリー	株式会社嶺あさひファーム	全国農業協同組合連合会	全国農業協同組合連合会	佐藤俊	株式会社森谷畜産	株式会社丹野ファーム	中川弘明	井上徳久
泉のめぐみ	堆肥	堆肥	まきば王	陸援有機	堆肥	バンブー疾風	堆肥	牛糞堆肥	牛糞堆肥	堆肥	牛ふん堆肥	堆肥	丸木有機堆肥	イセグリーン
〇・六三	〇・三九	〇・四九	一・三四	一・二〇	〇・九五	〇・七〇	〇・五三	〇・七九	一・二五	一・四七	〇・六二	一・〇九	〇・九二	一・八六
〇・五〇	〇・二五	〇・四五	〇・九四	〇・九三	〇・九〇	〇・四三	〇・六〇	一・一五	一・〇三	一・九四	〇・五九	一・四九	〇・六八	四・三〇
〇・七二	〇・三九	〇・一九	〇・〇八	〇・〇九	一・三四	〇・三二	一・一四	一・一六	一・九七	二・六四	〇・八〇	一・六六	一・二九	三・五九
														五〇四
														二二・〇八
一八・六	二七・一	一四・三	九・四	一一・三	一五・二	二八・六	一七・一	二〇・七	一五・〇	一二・八	二四・〇	一七・八	一三・一	九・七
六五・六	七二・〇	七五・九	六〇・八	五八・五	五三・〇	五八・六	五九・八	六〇・五	五二・二	三三・〇	六四・四	五二・五	五四・一	一七・五
令和四年十二月二十一日	令和四年十二月二十日	令和四年十二月二十日	令和四年十二月二十日	令和四年十二月二十日	令和四年十二月二十日	令和四年十二月十五日	令和四年十二月十五日	令和四年十二月九日	令和四年十二月九日	令和四年十二月八日	令和四年十二月七日	令和四年十二月七日	令和四年十一月二十一日	令和四年十一月二十一日

堆肥	山田克徳	堆肥	〇・二八	〇・三二	〇・三二	四三・五	七四・九	立入年月日 令和四年 十二月二十一日
堆肥	細川信寿	牛ふんたい肥	〇・六六	〇・五五	〇・二九	一七・七	六六・六	立入年月日 令和四年 十二月二十二日

備考 分析値は、全て現物あたりの数値である。

○宮城県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

名取地区東部分区

二 処分の年月日

令和五年二月二十七日

○宮城県告示第百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

川北地区

二 処分の年月日

令和五年二月二十八日

○宮城県告示第百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

広長地区

二 処分の年月日

令和五年三月二日

○宮城県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間				変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後		前		後	前			
B	A	B	A	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	備考
一九・〇 六四・四	一三・二 三七・四	一四・六 六四・四	一三・二 三七・四	二四〇・七	二四〇・七			

○宮城県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	石巻市大原浜細田上一番一地从先から同市大原浜細田道中田無番地先まで	令和五年三月十四日

○宮城県告示第百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

小滝の一急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
石巻市	北上町	十三浜	小滝	百十三番九	一号及び十三号から二十三号まで
				三十三番	二号及び三号
				三十八番地先道路敷	四号
				四十番	五号
				六十番三	六号から九号まで
				六十五番	十号
				百十三番三十九	十一号
				百十三番四	十二号

○宮城県告示第百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成三十一年三月二十六日宮城県告示第二百七十九号）のうち、次の区域の指定を解除するので、第七条第六項において準用する同条第四項及び第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
小松島の4	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区小松島四丁目（次の図のとおり）	宮城県仙台土木事務所及び仙台市役所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
新井田沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字新井田（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
経の森沢2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字天王山（次の図のとおり）		
天王山沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字天王山（次の図のとおり）		

坂下沢1-1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字天王山（次の図のとおり）
坂下沢1-2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字天王山（次の図のとおり）
坂下沢1-3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字天王山（次の図のとおり）
大森沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大森（次の図のとおり）
大森沢3-1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町、字旭ヶ浦（次の図のとおり）
大森沢3-2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町、字旭ヶ浦（次の図のとおり）
大森沢3-3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町、字旭ヶ浦（次の図のとおり）
大森	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町（次の図のとおり）
天王山	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字天王山（次の図のとおり）
町向	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町歌津字町向（次の図のとおり）
伊里前の2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町歌津字伊里前（次の図のとおり）
天王前	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字天王山（次の図のとおり）
五日町	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字上の山、字天王前、字城場（次の図のとおり）
清水の3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字清水浜、字阿曾、字内井田（次の図のとおり）
清水の4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字清水浜、字内井田（次の図のとおり）
袖浜	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字袖浜（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
大森沢3-1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町、字旭ヶ浦（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
大森沢2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大森、字大森町、字旭ヶ浦（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新太子堂土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町利府字新館九番地

三 設立認可の年月日

令和三年二月二十六日

四 変更認可の年月日

令和五年三月七日

○宮城県告示第百五十五号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

愛鳥郷地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百五十六号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

ゆりが丘地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年三月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市愛鳥郷字西台七十九番三

名取市愛鳥郷一丁目十九番地の九

本郷 正和

名取市愛鳥郷一丁目十九番地の九

本郷 美奈

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務① 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立古川支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

9 過去三年以内に、本件と同種の十二箇月以上継続する運行業務の受託実績を有する者

物品調達等に係る競争入札参加業者登録
 入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和五年三月十六日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限
 宮城県教育庁特別支援教育課整備計画班（電話〇二二一二一一三四三二）

令和五年三月十六日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年三月十五日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
 (一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年三月二十日（月）午前九時から令和五年三月二十三日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合
 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年三月二十三日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 令和五年三月二十七日（月）午前九時から令和五年三月二十八日（火）午後五時

まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年三月二十八日(火) 午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年三月二十九日(水) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十六階 教育委員会会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除することができる。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : School bus service for Miyagi Prefectural Furukawa Special Needs School 1 (one set)

2 Contract Period : From April 1, 2023 to March 31, 2026 (36 months)

3 Deadline for Bid Submission : March 28, 2023 (Tue) 5 : 00 pm.

4 Contact Information : Kazuo Hanada, Maintenance and Planning Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8423, Japan. Tel.: 022-211-3432 (Japanese Only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務② 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立古川支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 過去三年以内に、本件と同種の十二箇月以上継続する運行業務の受託実績を有する者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三五）へ令和五年三月十六日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限
宮城県教育庁特別支援教育課整備計画班（電話〇二二一三三三三）

令和五年三月十六日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年三月十五日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年三月二十日（月）午前九時から令和五年三

月二十三日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年三月二十三日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年三月二十七日（月）午前九時から令和五年三月二十八日（火）午後五時
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年三月二十八日（火）午後五時必着
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。
ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年三月二十九日（水）午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育委員会会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の

額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除することができる。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : School bus service for Miyagi Prefectural Furukawa Special Needs School 2 (one set)

2 Contract Period : From April 1, 2023 to March 31, 2026 (36 months)

3 Deadline for Bid Submission : March 28, 2023 (Tue) 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Kazuo Hanada, Maintenance and Planning Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423, Japan. Tel.: 022-211-3432 (Japanese Only)

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務③ 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立古川支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているときと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 過去三年以内に、本件と同種の十二箇月以上継続する運行業務の受託実績を有する者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五）へ令和五年三月十六日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあ

らかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。
2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁特別支援教育課整備計画班（電話〇二二二二一三三四三三）

3 入札説明書の交付期限

令和五年三月十六日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年三月十五日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年三月二十日（月）午前九時から令和五年三月二十三日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年三月二十三日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年三月二十七日（月）午前九時から令和五年三月二十八日（火）午後五時
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年三月二十八日（火）午後五時必着
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までには到着するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年三月二十九日（水）午前十一時
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十六階 教育委員会会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除することができる。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : School bus service for Miyagi Prefectural Furukawa Special Needs School 3 (one set)

2 Contract Period : From April 1, 2023 to March 31, 2026 (36 months)

3 Deadline for Bid Submission : March 28, 2023 (Tue.) 5 : 00 pm.

4 Contact Information : Kazuo Hanada, Maintenance and Planning Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423, Japan. Tel: 022-211-3432 (Japanese Only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和五年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

4 Contact Information : Kazuo Hanada, Maintenance and Planning Section, Special Support

Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku,

Sendai, Miyagi 980-8423, Japan. Tel: 022-211-3432 (Japanese Only)

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立迫支援学校スクールバス運行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立迫支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 過去三年以内に、本件と同種の十二箇月以上継続する運行業務の受託実績を有する者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加

業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和五年三月十六日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育課整備計画班（電話〇二二一二一一三四三三）

3 入札説明書の交付期限

令和五年三月十六日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年三月十五日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年三月二十日（月）午前九時から令和五年三月二十三日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年三月二十三日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年三月二十七日（月）午前九時から令和五年三月二十八日（火）午後五時
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年三月二十八日（火）午後五時必着
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年三月二十九日（水）午前十一時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十六階 教育委員会会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除することができる。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : School bus service for Miyagi Prefectural Hasama Special Needs School (one set)
- 2 Contract Period : From April 1, 2023 to March 31, 2026 (36 months)
- 3 Deadline for Bid Submission : March 28, 2023 (Tue) 5 : 00 pm.
- 4 Contact Information : Kazuo Hanada, Maintenance and Planning Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423, Japan. Tel: 022-211-3432 (Japanese Only)

選挙管理委員会

○宮選管告示第十七号

令和五年三月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、三四五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三三九、六五二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、八六九	岩沼選挙区	一一、一三〇
宮城野選挙区	五三、三〇六	登米選挙区	二一、五二九
若林選挙区	三八、八六四	栗原選挙区	一八、四五二
太白選挙区	六五、六六〇	東松島選挙区	一一、〇三三
泉選挙区	五九、六七一	大崎選挙区	三五、六八〇
石巻・牡鹿選挙区	四一、〇九五	富谷・黒川選挙区	二五、五四七
塩釜選挙区	一五、一一四	柴田選挙区	二二、五九八
気仙沼・本吉選挙区	二〇、八一〇	亘理選挙区	一一、九五八
白石・刈田選挙区	一一、九一九	宮城選挙区	一三、八三九
名取選挙区	二一、七〇五	加美選挙区	八、一一二
角田・伊具選挙区	一一、四七二	遠田選挙区	一一、一六八
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、五四九		

○宮選管告示第十八号

令和五年三月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三三九、六五二